



窓口 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 窓口係
☎476-1111(125)

◆引っ越しシーズンにおける窓口延長のお知らせ

3月下旬から4月上旬にかけては、引っ越しなどに伴う住所変更手続きなどのため、窓口が大変混雑します。そこで、本町では、住民の皆様の利便性を考慮し、窓口業務の一部の時間延長、ならびに休日窓口の開設を実施します。

- 1 実施時間 **3月26日(土)～4月3日(日)**
- 2 延長時間 ◆平日は、19:00まで
◆土日は、8:30～17:15まで
- 3 実施場所 大崎町役場本庁および野方支所
- 4 取扱業務 ◆住所変更の手続き(転入、転出、転居など)
◆住所変更に伴う業務(保険証作成、児童手当、子ども医療、上水・下水道手続きなど)
◆証明書発行業務(住民票、印鑑証明、戸籍証明、税証明など)

※内容によってはお取り扱いできず、後日改めてお越しいただくことがありますので、事前にお問い合わせください。

～来庁される皆さまへのお願い～

なりすましなどによる不正な申請を防止するため、各種手続きの際は、**身分証明書(運転免許証など)**の提示をお願いしております。ご理解とご協力をお願いいたします。
また、手続きによっては、**マイナンバー『通知カード』**および**『個人番号カード』**が必要になりますので、ご持参くださるようお願いいたします。

環境 混ぜればゴミ、分ければ資源!

問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111(127・128)

◆ダンボールの排出方法について

平成28年4月から、ダンボールは以下の方法でも回収されます。
※従来の方法(紙ひもで結んで出す)でも回収されます。

【新しい排出方法】

- ・ガムテープなどを外したダンボールの底部分を組み立てて箱状にしてください。
 - ・組み立てたダンボールの中に、折りたたんだダンボールを入れてください。
- ※注意※ダンボール以外のものは入れないでください。



《底部分》
ガムテープ・ホッチキス・
送り状は**必ず外した状態**
で組み立ててください。

